

# 令和3年塩尻市議会6月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和3年6月18日（金） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

### ○審査事項

議案第12号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）

議案第13号 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

### ○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	金子 勝寿 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	小林 貴裕 君

午前9時57分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年6月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

## 理事者挨拶

○副市長 改めましておはようございます。初めての予算決算常任委員会です。今後、予算決算等につきましては、この委員会で大変お世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。本件につきましては、一般会計補正予算、それから国民健康保険事業特別会計補正予算、それぞれ上程しています。よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは日程等について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 本日は、各議案の審査をこれから行います。審査の方法につきましては、6月3日の議会運営委員会、正副委員長合同会議で確認をしたものがお手元に既に配付されていると思いますが、それによって行いますので、よろしくお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染予防のため、入室は、議案関係課を基本といたします。密を避けるため、入室は最小限といたしますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

---

### 議案第12号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）

○委員長 それでは、議案第12号令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。なお、説明、質疑は、款ごとに区切って行いますので、質問漏れ等ないようにお願いをいたします。

まず、2款総務費の説明を求めます。

○地域づくり課長 それでは、議案14、15ページをお願いいたします。2款1項8目地域づくり振興費の白丸、コミュニティ活動支援事業800万円の増額につきましては、自治総合センター及び長野県市町村振興協会に申請していた助成事業が採択されたことに伴い、公民館備品、また防災備品用品などの購入費として、平出区、大門三番町区、大門七区、古町区への補助を補正するものです。なお、財源につきましては、自治総合センター及び長野県市町村振興協会のコミュニティ事業助成金であり、全額宝くじの収益金から補填されるものです。補助率は10分の10でございます。私からは以上です。

○市民課長 3項1目の戸籍住民基本台帳費になります。白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費の22万1,000円の増額につきましては、マイナンバーカード交付枚数の増加に対応し、交付窓口増設に伴う専用端末のリース費用を補正するものです。なお、財源は国の個人番号カード交付事務費補助金で、補助率は10分の10でございます。私からは以上です。

○委員長 それでは、ここまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○副委員長 戸籍住民基本台帳事務諸経費の補正そのものはいいいのですが、1点、教えていただきたいです。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの交付申請に関して、プレミアムがついて、4月中の受付を促進しているのですが、私はそれを自分でやりました。ネットで申し込んだきり、今まで、実は何も音沙汰がないのですが、手続的には市から通知が来ると書いてあるのですが、なされていますか。

○市民課長 委員がおっしゃることにつきましては、恐らくマイナポイント事業のことかと存じます。マイナポ

イント事業につきましては、国の進める消費活性化、あと、行政デジタルの推進に伴う事業でございます。こちらにつきましては、4月末までにマイナンバーカードの申請をいたしまして、申請後、私どもから交付の準備が整いましたら御通知をし、市民課の窓口で交付をさせていただきます。ここまでは市の所管の事務として行っております。その後、マイナポイントを付与する手続におきましては、各自、皆様方が、スマートフォンもしくはパソコン、あと一部コンビニエンスストア等の専用端末でも対応しておりますが、今、100を超えるキャッシュレスサービスがございますが、そちらを御自分で操作しながらポイントを付与していただくといった内容のものとなります。私からは一旦以上です。

**○副委員長** そういうことで手続をやった結果、「申請が完了しました。申請内容確認後、発行手続を行います。しばらく時間がかかりますが、御了承ください。発行手続が完了しましたら、お住まいの市区町村より交付通知書が郵送されます」というものが、いまだに何も来ていない。

**○市民課長** マイナンバーカードのお手続をしていただいて、交付を私どもでしていないという解釈をしていましたが、今、マイナポイント事業もございまして、発行業務自体は、地方公共団体情報システム機構に全国市区町村が委託をして行っているところです。その事務を経て、私どもの手元に届くのに、1か月か1か月弱、今、かかっている状況です。それを踏まえまして、私どもで発行前の検証を行った上で、通知を発送させていただいております。何分、混み合っている状況もございまして、1か月半もしくは2か月ほどお時間をいただいている状況で、いまだに「手続の交付準備が整いました」との通知が発送されていないかと思っております。いましばらくお待ちいただければ、発送させていただけると思っております。以上です。

**○副委員長** 50日ぐらいたっても音沙汰がないものだから、忘れられたのではないかと。今、お聞きしまして分かりました。もうしばらく待ちます。

**○平間正治委員** コミュニティの補助金の関係で、公民館備品ですとか防災備品、かなり以前から補助を受けていると思っております。特に防災備品の関係で、トータル何件ぐらい、これまでになっているのか。そして、再度の補助というのはあり得るのか。1回補助したら、同じ団体等については駄目ですということなのか、一定期間たてば、2度目なりの補助金交付は可能なのか。

**○地域づくり課長** まず、再度申請が可能なのかという点からお答えさせていただきます。1度申請となったものは5年間、申請しても採択されないというルールとなっております。5年過ぎた以降は、再度申請が可能となっております。なお、これまでの防災の件数ですが、平成29年度からで恐縮ですが、採択されたものについては、この5年間で7件となっております。以上です。

**○委員長** よろしいですか。ほかにもございますか。ないようですので、ここまでの質疑を終了いたします。

次に、3款民生費の説明を求めます。

**○福祉課長** それでは続いて、3款民生費1項社会福祉費4目福祉医療費、説明欄白丸、福祉医療費給付金事業のシステム改修委託料62万9,000円につきましては、子ども、障害者等に、保険診療等に係る医療費に対する助成制度、福祉医療費給付事業を設けております。中学校卒業までのお子さんへの給付については、基本的に医療機関の窓口でレセプト分500円を上限に支払う現物給付方式となっておりますが、柔道整復については、窓口で一旦自己負担分を支払う自動給付方式となっております。令和3年8月から、柔道整復についても現物給付方式が導入されることと、県の精神障害2級の通院補助対象を全診療科に拡大することに伴いまして、必要なシステ

ム改修を行うものでございます。私からは以上です。

○**こども課長** 続きまして、3款2項1目の説明欄1つ目の白丸、民間保育所支援事業220万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、市内の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所を対象に、マスク、消毒液など、対策に必要となる消耗品等の調達を補助するため計上するものです。なお、財源につきましては、保育対策総合支援事業費補助金で、補助率は2分の1でございます。私からは以上です。

○**家庭支援課長** 次の白丸、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、その他世帯分6,285万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得のひとり親世帯以外のその他世帯で、国の基準に基づき、当該給付金の支給を行うものでございます。給付につきましては、ひとり親世帯以外の世帯で令和3年3月31日時点となりますが、18歳未満の子どもを養育する子育て世帯のうち、住民税均等割が非課税である者、令和3年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった者に対し、子ども1人当たり5万円を支給するものでございます。

予算の内容につきましては、一番下の黒丸、1,123人分の給付金5,615万円が主なもので、そのほかにシステム改修費、会計年度任用職員の報酬等の事務費となっております。財源につきましては、10、11ページ、民生費国庫補助金の児童福祉費補助金のうち、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業交付金及び給付事務費交付金として、国から全額充てられることとなっております。なお、ひとり親世帯分につきましては、5月臨時会にて専決処分の報告をさせていただきました。現在、438世帯、児童669人分を支給しております。私からは以上です。

○**こども課長** 続きまして、16、17ページを御覧ください。3款2項2目児童運営費の説明欄の白丸、保育所運営費750万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、市内の公立保育園が、消毒液など対策に必要となる消耗品等を調達するための経費を増額補正するものです。なお、財源につきましては、民間保育所と同様、こちらにつきましても保育対策総合支援事業費補助金で、補助率は2分の1でございます。私からは以上です。

○**教育総務課長** 続きまして、5目児童健全育成費、説明欄白丸、児童館・児童クラブ運営費、消耗品費600万円につきましては、市内児童館における新型コロナウイルス感染症対策として、顔認証式体温計や飛沫防止パネル、消毒液などの消耗品を購入するものでございます。財源につきましては、国の子ども・子育て支援事業により、国、県、市、それぞれ3分の1の負担となります。歳入予算といたしまして、予算書10、11ページに記載の子ども・子育て支援交付金、国庫補助金、県補助金、それぞれ200万円となります。私からは以上でございます。

○**委員長** それでは、ここまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**古畑秀夫委員** 15ページの民間の保育所支援事業です。新型コロナウイルスの関係ですが、民間保育所が最近、小規模も増えてきているのですが、市内で何園あるか教えていただきたいです。

○**こども課長** 民間保育所ですが、保育所はよしだ保育園があります。認定こども園は2園あります。補足ですが、幼稚園は2園で、最近増えていますけれども、小規模保育事業所がこの2年間に4園増えています。あと、認可外は2つの事業所があります。以上です。

○**古畑秀夫委員** 小曾部にあるのも入っているのですか。

○こども課長 認可外保育施設として入っています。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）についてお聞きします。既に一部支給がされているということでしたけれども、この支給に関して該当になる人が手続は必要なのかどうか、その辺についてお聞きします。ひとり親世帯は手続が不要と言われてはいますが、この件に関してどのような状況か。最終的に振り込みがされるのがいつ頃までかかるのか、その点についてもお聞きします。前年度の収入に関して決められるということで、一応6月以降になると言われていますけれども、塩尻市の場合の時期についてお聞きします。

○家庭支援課長 こちらの支給は先般条例改正等でも御審議いただきましたが、行政手続における個人情報の識別番号利用の条例等の整備によりまして、令和3年4月分の児童手当、令和3年4月分の特別児童扶養手当のデータと連携ができるようになっております。国が法整備を行い、それによりまして、この情報を基に8割から9割の皆さんは申請不要で支給ができることを想定しています。支給の時期は7月の中旬、7月20日を目途に進めておりますので、ここで給付をしていきたいと考えております。私からは以上です。

○山口恵子委員 ありがとうございます。残りの2割から1割ぐらいの方は申請手続が必要ということで、該当する方は自分が対象者かどうかはどうやったら知れるのか、その辺についてお聞きします。

○家庭支援課長 もちろん広報、ホームページ等での周知をしますが、これまでの給付の実績ですとか、そういったものも加味しながら周知を行いまして、特に高校生については児童手当が該当になっておりませんので、その部分についてはこちらで情報を持っていません。ただ、兄弟関係が中学生、小学生にあると、こちらに情報もありますので支給ができます。そういったことも含めまして、小中学校、高校等も含め、情報提供をしながら、こちらの申請が令和4年2月28日までとなっておりますので、1年間、早いうちに申請いただけるように努めていく予定です。以上です。

○委員長 ほかにありますか。いいですか。なければここまでの質疑を終了します。

次に、8款土木費9款消防費の説明を求めます。

○建設課長 それでは、8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費です。説明欄の白丸、道路橋梁事業諸経費を50万円増額するものですが、本年度県事業として整備される急傾斜地崩壊対策事業が2か所あります。1か所は、本年度が最終年度となる贛川の信州リハビリステーション専門学校の裏側。もう1か所、本年度より測量調査に着手する塩尻町、こちらは永福寺の北側の場所になりますけれども、この2か所分の負担金の額が決まりましたので増額補正させていただくものです。県事業として整備していく形になりますが、この事業に関しましては、国が示している急傾斜地崩壊対策事業の取扱要領に基づきまして、全体事業費の5%を受益者である市が負担することとなっております。

続きまして、2目道路維持費です。こちらは170万円を一般財源から地方債へ振り替えるものですが、緊急自然災害防止対策事業債の対象事業が拡充されたことに伴いまして、地方道路等整備事業債の一部をこれより有利な起債、緊急自然災害防止対策事業債に振り替えるものです。以上、8款土木費2項道路橋梁費の説明となります。

○危機管理課長 続きまして、9款消防費1項3目消防施設費の白丸、消防施設整備費ですが、消火栓新設改良

負担金について消火栓移設費用2基分377万9,000円を増額するものです。内訳は、広丘原新田地籍における県道塩尻鍋割穂高線の道路拡幅に伴うものが1件、金額で187万2,000円。もう1件は費川地籍における地権者の土地利用変更に伴う負担金ということで190万7,000円となっております、上水道課に工事を委託し負担金を支払うものです。関連する歳入ということですが、県道拡幅に伴う移設工事は、県から176万円の消火栓移転補償費が支払われるものです。私からは以上です。

○委員長 ここまでの質疑を行います。ありますか。

○赤羽誠治委員 8款の急傾斜地事業の関係です。塩尻町が該当になっているのですが、これは調査設計の業務に入るということなのですか。これはいつ頃から入るのか。スケジュール的なものが分かったらお願いしたいと思います。

○建設課長 基本的に県が事業に着手する場合、市の負担金の額の振り込みが確認されてから発注することになります。それから発注準備を行って入札になりますので、今現段階で聞いている話では夏場以降に発注をして、年度内に調査を行うということで伺っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。それでは、ここまでの質疑は終了いたします。

次に、歳入及び第2表の説明を求めます。

○財政課長 続きまして歳入の御説明を申し上げますので、予算書の10ページを御覧ください。ここまでの歳入に関連する特定財源については説明を省略いたしますので御了承ください。それでは、上から3つ目、19款繰入金です。こちらは今回の補正におきまして不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものです。歳入は以上となります。

続きまして4ページを御覧ください。4ページから6ページとなりますが、第2表地方債の補正における変更及び追加です。こちらは、歳出での説明のとおり起債の一部を振り替えるものです。説明は以上です。

○委員長 それでは、ここまでの質疑を行います。御質問はありますか。

ありませんので、ここまでの質疑を終了いたします。それでは、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第12号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

---

### 議案第13号 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第13号令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第13号令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書の1ページです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算

の総額を 66 億 2,170 万 6,000 円とするものです。

歳出から説明をさせていただきますので、9、10 ページをお開きください。2 款 6 項 傷病諸費 1 目 傷病手当金を新たに 100 万円計上するものです。傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いにより事業所等に雇われている方が仕事を休んだ場合に、その期間に応じて直近の給与から算出した日額を傷病手当金として支給するものです。昨年度、国の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、傷病手当金の支給が国の財政支援措置の対象とされました。当初、令和 2 年 1 月から令和 2 年度末までを財政支援の対象期間とされておりましたが、このたび本年 9 月まで延長されたことから、昨年度に引き続き、令和 3 年度予算におきましても給付費を補正し申請に備えるものとなります。なお、当市におきましては令和 2 年度以降、申請はありません。

次に歳入を説明させていただきますので、7、8 ページです。3 款 1 項 1 目 保険給付費等交付金です。歳出で説明しました傷病手当金相当額が説明欄にありますが、特別調整交付金として補助率 10 分の 10 で交付されるものです。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

ないようですので、これにて質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 13 号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 13 号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了します。

理事者から挨拶があればお願いします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、御提案を申し上げました全ての議案に対しまして御了解をいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。以上をもちまして 6 月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 29 分 閉会

令和 3 年 6 月 18 日（金）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印